

7 協力依頼事項

市や各種団体から自治会及び自治会連合会へ協力をお願いする事業を紹介します。

7-1 「広報ふくろい」及び「自治会宛文書」の配布

(1) 事業の概要

広報ふくろい及び自治会宛文書（自治会長宛、班内回覧）は、自治会長から御指示いただいた指定場所へ毎月末にお届けします。広報ふくろいと班内回覧の配布をお願いします。

(2) 配布依頼物

基本的に次の3種類の文書をお届けします。

- ・ 広報ふくろい …全世帯への配布をお願いします。
- ・ 自治会長宛文書 …自治会長への依頼・案内などになります。
- ・ 班内回覧 …班内回覧をお願いします。

(3) お届け日

①	3月28日(金)	⑥	8月28日(木)	⑪	1月29日(木)
②	4月28日(月)	⑦	9月29日(月)	⑫	2月26日(木)
③	5月29日(木)	⑧	10月30日(木)	⑬	3月30日(月)
④	6月27日(金)	⑨	11月27日(木)		
⑤	7月30日(水)	⑩	12月25日(木)		

(4) 受け取りについて

- ❶ 配送業者がお届け日の正午頃から順にお届けします。当日の文書の量によりお届け時間がずれることが想定されます。
- ❷ 自治会長宛文書は、急を要するなどの特別な事情により、上記日程以外で自治会長宅へ郵送することがあります。
- ❸ 広報ふくろい100部が梱包用袋（縦32cm×横26cm×厚さ13cm）1袋とお考えください。（部数により、袋数が増えます。）
- ❹ お届け時、不在でも構いませんが、年度の早い段階で、配送業者に置き場所（置き方）を指定していただくと助かります。（受け取りボックスに入れる、風雨の際に濡れないように軒下を指定するなど）
- ❺ 班内回覧部数及び世帯配布部数の変更は、協働まちづくり課へ随時、御連絡ください。

担 当	協働まちづくり課コミュニティ推進室
電 話	44-3107
メー ル	shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

7-2 環境美化運動

(1) 事業の概要

地域内の生活環境を快適に整えるため、自治会などで草刈りや排水路の清掃、ごみ拾いなどの環境美化運動をお願いします。

事業の詳細は、環境政策課が自治会長宛に文書でお知らせします。

(2) 貸出・配布（草刈機、コンテナ、土のう袋）

希望される場合は、実施する10日前までに計画書を提出してください。

① 草刈機の貸出

- ・ 1自治会5台まで
- ・ 実施日が他自治会と重複した場合は、貸出台数を調整します。

② 回収コンテナ（刈草用、廃土用）の設置

- ・ 1自治会2箇所まで
- ・ 前日に市が設置し、後日回収します。

③ 土のう袋（排水路・調整池などの清掃用）の配布

必要枚数をお渡しします。

(3) ごみや刈草などの処分方法

① 燃やせないごみ

自治会で一時保管し、資源ごみ・埋立ごみ収集日に処理してください。

② 燃やせるごみ

中遠クリーンセンターへ直接搬入してください。

※ 搬入時に**減免申請書**★を提出してください。

③ 刈草

① （株）ハケ代造園（月曜日～土曜日）

※ 申請書類はありません。搬入時に自治会名を伝えてください。

② 中遠クリーンセンター（月曜日～土曜日の午前中）

※ 搬入時に**減免申請書**★を提出してください。

★…**減免申請書**は、自治会長名で申請、自署の場合は押印不要です。

(4) 事故があった場合

作業中のケガなどは、保険の対象となる場合がありますので、速やかに環境政策課へ御連絡ください。（土日祝日の場合は翌開庁日）

(5) 河川愛護及び環境美化運動実績報告書の提出

- ・ 自治会長は、指定する日までに自治会連合会長へ提出してください。
- ・ 自治会連合会長は、各自治会分を取りまとめ、維持管理課へ提出してください。

担 当	環境政策課環境衛生係
電 話	44-3115
メー ル	kankyoku@city.fukuroi.shizuoka.jp

7-3 河川愛護事業

(1) 事業の概要

地域河川の保全や災害の予防などを目的に、河川や調整池の除草、清掃の実施をお願いします。

事業を実施された団体に対して、河川愛護報奨金（40ページ）をお支払いします。

事業の詳細は、5月頃に自治会長宛に文書でお知らせします。

(2) 貸出・支給物品（燃料、草刈機）

希望される場合は、事前に必要書類を提出してください。

① 草刈機用燃料の支給

- ・ 1団体につき、年間50リットルまで支給します。
- ・ 河川愛護活動用草刈機燃料支給要望書を提出してください。

② 草刈機の貸出（1団体1台）

- ・ 手押式大型草刈機
- ・ ラジコン草刈機
- ・ 借用書を提出してください。

(3) ごみや刈草などの処分方法

環境美化運動のページ（50ページ）をご覧ください。

(4) 事故があった場合

作業中のケガなどは、保険の対象となる場合がありますので、速やかに維持管理課へ御連絡ください。（土日祝日の場合は翌開庁日）

(5) 河川愛護及び環境美化運動実績報告書の提出

- ・ 自治会長は、指定する日までに自治会連合会長へ提出してください。
- ・ 自治会連合会長は、各自治会分を取りまとめ、維持管理課へ提出してください。

担 当	維持管理課管理係
電 話	44-3130
メー ル	kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

7-4 消防団員の確保（新入団員勧誘活動）

(1) 事業の概要

地域防災の主要な役割を担う消防団員数は年々減少しており、本市消防団においても団員の確保に苦慮する分団が増えています。

地域の安全・安心を守るため、自治会の皆様におかれましても、引き続き消防団員の確保に御協力をお願いします。

(2) 協力内容

可能な範囲での勧誘活動に御協力をお願いします。

例えば

- ・ 勧誘パンフレットの回覧、対象者の情報提供
- ・ 勧誘活動への同行、説明会の協同開催
- ・ 消防団との勧誘に関する意見・情報交換 など

(3) 消防団員の処遇改善による入団者の確保

市内自治会において、消防団員の処遇改善による入団者の確保に取り組んでいただいております。

例えば

- ・ 消防団員を自治会役員扱いとする（他の役を充てない）
- ・ 消防団員がいる世帯の自治会費は減額する など

(4) 女性消防団員も活躍しています！

地域防災に対する女性の参画は非常に重要です。本市の女性消防団は、市内全域で一つの隊を組織しており、応急救護方法の習得や指導、防火防災といった予防活動が主な役割です。

女性消防団員も随時、募集しておりますので、地域防災に貢献したいとお考えの方に、ぜひお声がけをお願いします。

詳しくは、
二次元コードを
読み取って
ご覧ください。



担 当	危機管理課災害対策係（消防団担当）
電 話	86-5577
メー ル	bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

7-5 見守りネットワークの推進

(1) 事業の概要

地域の皆さんで高齢者を見守り、何か気がかりなことを感じたら、相談機関に連絡して高齢者を支える仕組みのことです。

(2) 協力内容

日常生活や仕事の中で、地域の皆さんが参加してネットワークがつくられます。特別な決まりごとはありません。まずは、あいさつや気軽な声掛けなどで、高齢者と「顔見知り」になりましょう。

高齢者に気がかりなことを感じたら、地域包括支援センター、袋井市社会福祉協議会、健康長寿課へ御相談ください。連絡を受けた相談機関は、高齢者の様子を確認し、必要な支援へとつなぎます。



- | | |
|------|---|
| ①担 当 | 健康長寿課地域包括ケア推進係 |
| 電 話 | 84-7534 |
| メー ル | chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp |
| ②担 当 | 袋井市社会福祉協議会 地域福祉係 |
| 電 話 | 43-3020 |
| メー ル | csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp |

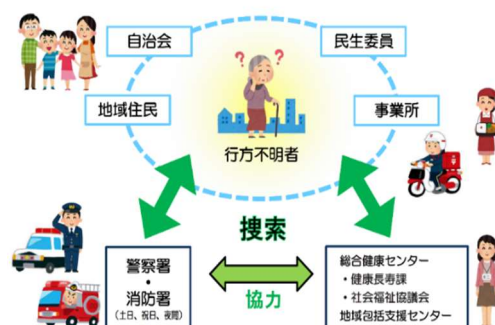
7-6 はいかいSOSネットワーク事業

(1) 事業の概要

認知症の高齢者など、外出をして家に戻れなくなった場合や行方不明になった場合に、市から自治会や事前に協力協定した事業所などへ特徴を情報発信し、早期保護につなげる仕組みです。

(2) 協力内容

事案が発生した際は、可能な範囲での搜索に御協力をお願いします。



- | | |
|------|---|
| 担 当 | 健康長寿課地域包括ケア推進係 |
| 電 話 | 84-7534 |
| メー ル | chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp |

7-7 福祉チャリティーバザー**(1) 事業の概要**

「袋井市福祉を育てる市民運動」の一環として、収益金を福祉事業の推進に充てることを目的に9月下旬に実施しています。

(2) 協力内容

- ① 8月頃、物品寄付の取りまとめについて自治会長宛に依頼します。
- ② バザー用品は自治会ごとに取りまとめていただき、袋井市社会福祉協議会へ御連絡いただければ、受け取りに伺います。

担 当	袋井市社会福祉協議会 総務企画係
電 話	42-7914
メー ル	csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp